明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第五十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三十四条の規定に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉